

埋蔵文化財の取り扱いについて (民間事業者向け手引き 暫定版)

(2026.07 改定版)

I 下関市における埋蔵文化財取り扱いの窓口

下関市における埋蔵文化財の取り扱いの窓口については下記のとおり定めて対応しています。土木工事等の計画立案に伴う、埋蔵文化財に関するお問い合わせ、ご相談につきましては、事業計画地域ごとに、直接下記担当窓口をお願いします。

埋蔵文化財取り扱い窓口一覧

担当窓口	問合せ先	担当地域
下関市教育委員会 教育部文化財保護課	〒751-0866 下関市大字綾羅木 454（下関市立考古博物館内） 電話：083-252-3867 FAX：083-254-3062 E-mail：maibun@city.shimonoseki.yamaguchi.jp	本庁管内
下関市教育委員会 菊川教育支所	〒750-0317 下関市菊川町大字下岡枝 1480-1（下関市菊川総合支所内） 電話：083-287-4026 FAX：083-287-2739 E-mail：kikgsomu@city.shimonoseki.yamaguchi.jp	菊川総合支所 管内
下関市教育委員会 豊田教育支所	〒750-0421 下関市豊田町大字殿敷 1918-1（下関市豊田総合支所内） 電話：083-766-2101 FAX：083-766-2683 E-mail：kittsomu@city.shimonoseki.yamaguchi.jp	豊田総合支所 管内
下関市教育委員会 豊浦教育支所	〒759-6301 下関市豊浦町大字川棚 6895-1（下関市豊浦総合支所内） 電話：083-772-2117 FAX：083-774-3305 E-mail：kitusomu@city.shimonoseki.yamaguchi.jp	豊浦総合支所 管内
下関市教育委員会 豊北教育支所	〒759-5511 下関市豊北町大字滝部 3140-1（下関市豊北総合支所内） 電話：083-782-1963 FAX：083-782-0995 E-mail：kihhsomu@city.shimonoseki.yamaguchi.jp	豊北総合支所 管内

II 埋蔵文化財分布照会について

文化財保護法（以下、法）では、埋蔵文化財を保護するための様々な手続きが定められています。土木工事等事業の円滑な推進には、埋蔵文化財保護と土木工事等事業の調整が不可欠であり、事業計画立案段階での計画地域における埋蔵文化財分布状況の把握が重要です。埋蔵文化財は、地中に存在するため、その分布状況の把握は容易ではありません。下関市教育委員会では、継続的に埋蔵文化財分布情報の収集に努めていますが、その成果を随時公開することは容易ではありません。

このため、下関市教育委員会では、照会制度による埋蔵文化財の分布状況確認を推奨しており、照会に対して、口頭または公文書で回答いたします。

口頭での照会については、対象地の相互認識のずれ等が生じる場合があるため、対応できない場合があります。そのため、可能な限り文書での照会をお願いしています（市様式1-1）。

照会に対し、事業計画地域における埋蔵文化財分布の有無、および必要に応じて事業を実施する上での法令上の手続きについて、文書により回答いたします。

埋蔵文化財に係る事業計画との調整を円滑に行えるよう、事業計画策定の可能な限り早い段階で、照会をお願いいたします。

なお、埋蔵文化財の分布範囲については、山口県により確定されています。隣接する市に跨る地域の照会等、必要に応じて山口県へ照会をお願いする場合があります（市様式 1－3・県様式 1 の 1）。

埋蔵文化財分布有無の確認が、土木工事等事業と埋蔵文化財保護調整の第 1 段階の手続きとなるため、積極的に分布照会制度をご活用下さい。

Ⅲ 周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等について

周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲内で土木工事等（宅地開発事業・住宅建設事業・その他の事業）を実施しようとする際には、事業者は法第93条第 1 項に基づく届出を工事着手前に、市教育委員会を経由して県知事あてに提出する事が義務づけられています（市様式 3・県様式 4）。この届出に対して、県知事から必要に応じ、指示、勧告が行われます。

この届出は60日前までと規定されていますが、現実には調整に支障をきたすことが多いため、事業計画策定の可能な限り早い段階で、教育委員会担当窓口協議いただくようお願いします。

Ⅳ 周知の埋蔵文化財包蔵地外での土木工事について

周知の埋蔵文化財包蔵地外での土木工事については、法令上の事前手続きは必要ありません。しかし、埋蔵文化財は、地表からその分布状況を正確に確認することが困難ですので、周知の埋蔵文化財包蔵地の近接地や、遺跡としての周知がなされていないながらも、土器片等の遺物の散布が確認される地域においては、調整協議のうえ、工事着手に先立って試掘調査を実施する場合や、工事施工中の立会調査を実施する場合があります。

また、周知の埋蔵文化財包蔵地外での土木工事に際し、遺構や遺物等の埋蔵文化財と思われるものを発見した際には、法第96条第 1 項の規定により、現況を変えることなく、速やかに担当窓口にご連絡いただき、遺跡発見の届出（市様式 5 及び、県様式 6）を提出してください。

Ⅴ 土木工事等の施工に伴う埋蔵文化財関係諸手続に関する文書様式

土木工事等の施工に伴い、法の規定により、山口県等に提出する関係文書、およびこの文書手続きに伴い、下関市教育委員会に提出いただく文書様式は別紙 埋蔵文化財関係様式一覧のとおりです。各様式は、担当窓口にて用意しています。

Ⅵ 埋蔵文化財関係諸手続について

埋蔵文化財に関する諸手続きについては、事業計画地および内容により多様であり、画一的なものではありません。また、具体的な手続きについても複雑ですので、不明な点は、各窓口にお問い合わせください。なお、手続きの概略については、別紙 埋蔵文化財の取り扱いに関する諸手続きフローチャートをご参照ください。